

令和2年10月1日

恵み野西町内会
会 員 各 位

恵み野西町内会
会長 武藤 光一

恵庭市高齢者等除雪サービス事業の**協力者を募集**します

◎町内会の活動指針でもあります「会員の福祉と困り事に手を差し伸べる活動」の一環として恵庭市で実施している『除雪サービス』に恵み野西町内会でご協力いただける方を募集します。

■ 恵庭市高齢者等除雪サービス事業とは？

除雪が困難なひとり暮らし高齢者世帯等の冬期間の生活路を確保し、日常生活の利便性を図ることを目的としています。恵庭市から西町内会が受託し、町内会から協力者へ手当を支給します。

なお、サービス利用者は、令和2年度から世帯区分に応じた「負担金」が発生することとなりました。

■ サービスを利用されている方は？

除雪を援護してくれる家族等が近くにいない世帯で、次のいずれかに該当する方。

- ① 自力で除雪のできないひとり暮らし高齢者世帯等
- ② 85歳以上のみで構成される自力で除雪のできない高齢者世帯等

■ 協力者はどのような業務を？

- ① 自宅玄関から公道までの概ね1m幅の通路の除雪を行います。
- ① 自家用車を保管・使用している場合は車庫前から公道まで概ね2.5m幅の除雪を行います。
- ② 除雪の出動基準は概ね10cmの降雪があった時（除雪車が出動した場合）です。
- ③ 除雪の出動時間は降雪日の午前中を基本としますが、午前8時迄の希望が多いようです。
- ④ なお、除雪協力者には受託者であります西町内会から1件1,280円程度の手当てが支給されます。
- ⑤ 事業の実施期間は11月～3月までです。

その他、詳細についてはお問い合わせください。

【問い合わせ先】

恵み野町内会 << 副会長 吉田 豊 >>
<< 住 所 西1丁目14-1 >>
<< 電話番号 37-0356 >>